

倫理規程の制定に関して

2012年度最後である3月23の理事会で倫理規程(案)の承認をしていただきました。

人権擁護委員会は、平成10年6月に立ち上がり、人権を尊重する法人でありながら倫理規程を備えていないことから、倫理規程作りに取り組むことを主な目的として活動を継続してきました。

サンフレンズの職員は、常に高い倫理観をもって行動をしなければなりません。しかし、職員は日々の忙しさや仕事に慣れて緊張感が薄れ掛けた中で、倫理観についてふと忘れがちになることを否定できません。実際にも、残念なことですが、人権に関わる様々な問題や不祥事を経験することになりました。

そうしたこともあり、私たちは、法人に関わる全ての人々の心の拠り所となる倫理規程を作成し、それを育み、常に高い倫理観を共有していきたいと考えていました。

人権擁護委員会では、倫理規程が法人に関わる全ての人々と共有できるものとなるよう法人に関わるできるだけ多くの方々の参加を得て進めるため、2010年度に「サンフレンズ倫理規程を作成するにあたってのアンケート」を実施しました。そこに寄せられた多くのご意見は、倫理規程の作成過程において大切な要素となっています。

倫理規程(案)の作成にあたり基本とした点は以下のとおりです。

- ① サンフレンズの理念は、法人に関わる全ての人々が共有すべき価値観であり、倫理規程(案)において原則として位置づけている。
- ② 倫理規程(案)は、サンフレンズの理念を実践するための行動規範としている。
- ③ 行動規範を支援に関わる基本姿勢と職場における基本姿勢に分けて、より分かり易くしている。

以上

人権擁護委員会

委員長 吉田 直子

倫理規程

原則

1、できるだけ自由に

わたしたちは、全ての人びとが自立した生活を営み、大切な人生をその人らしく生きられるように支援します。

2、どこまでも対等に

わたしたちは、全ての人々の人権を尊重し、人種、性別、年齢、障害や疾病の有無、文化的・社会経済的な差異などによる差別をしません。どこまでも対等で公正な関係を大切にします。

3、他者への思いを生かしあう

わたしたちは、互いにかけてがえのない命を大切にしながら人格を尊重し、地域社会の一員として連携します。環境問題に配慮し、平和で明るい社会や世界の実現を目指します。

行動規範

1.支援に関わる基本姿勢

- 1) わたしたちは、利用者の権利を擁護し、自己決定権を尊重して、画一的、管理的な言動をしません。
- 2) わたしたちは、利用者の生命、健康、財産を守り、安心、安全な暮らしの構築を支援します。
- 3) わたしたちは、利用者の身体、精神に苦痛を与える行為や暴言、身体拘束、性的虐待、経済搾取などの行為をしません。
- 4) わたしたちは、職務上知りえた利用者やその家族の個人情報と適正に管理し、保護します。
- 5) わたしたちは、利用者が社会の一員として地域社会に迎えられ、地域社会で共に暮らし続けることを支援します。
- 6) わたしたちは、利用者やその家族と真摯に向き合い、疑問や悩みに答えます。前向きな提案は積極的に取り入れ、自分の選択と行動に責任を持って適切なサービスを提供します。

2.職場における基本姿勢

- 1) わたしたち職員は、日頃から自己研鑽を重ね、相互に啓発し合い、倫理意識の確立と向上に努めます。
- 2) わたしたち職員は、心身の健康の維持向上に努めます。
- 3) わたしたち職員は、責任を認識した話し合いを通して問題解決を図り、決定します。互いの人格を尊重した職場作りを行います。